第３次岸和田市総合計画

平成 22 年度版　実施計画

平成 22 年度～平成 24 年度

岸　和　田　市

＝ 目　　次 ＝

第１　実施計画について

１　第３次岸和田市総合計画の構成と実施計画の位置付け …… 1
２　実施計画の性格 …… 2
３　本計画の基本的な考え方（策定の背景） …… 2
４　本計画の期間 …… 2

第２　実施事業計画

創造のまちづくりプランⅠ …… 1
創造のまちづくりプランⅡ …… 59
創造のまちづくりプランⅢ …… 121
創造のまちづくりプランⅣ …… 163
創造のまちづくりプランⅤ …… 186

第３　担当課別実施事業計画

・市長公室（秘書課・広報公聴課・人事課） …… 1
・企画調整部（企画課・情報政策課・改革推進室・文化国際課） …… 6
・総務部（総務管財課・財政課・契約検査課・市民税課・固定資産税課・納税課） …… 18
・市民生活部（自治振興課・市民課・東岸和田市民センター・山直市民センター
春木市民センター・保険年金課・人権推進課・危機管理室） …… 30
・環境部（環境保全課・生活環境課） …… 52
・保健福祉部（高齢介護課・障害福祉課・生活福祉課・健康推進課） …… 58
・児童福祉部（児童育成課・保育課） …… 90
・産業部（商工観光課・農林水産課・港湾振興室） …… 98
・まちづくり推進部（都市計画課・建設指導課・区画整理課
丘陵地区整備課・東岸和田駅周辺整備課） …… 116
・建設部（道路河川課・建築住宅課・公園街路課） …… 131
・公営競技事業所 …… 143
・市民病院事務局 …… 146
・会計管理者（会計課） …… 148
・上下水道局（総務課・営業課・上下水道局工務課・浄水課・下水道整備課・下水道施設課） …… 149
・議会事務局（総務課） …… 157
・教育総務部（総務課・学校管理課） …… 158
・学校教育部（学校教育課・人権教育課） …… 167
・生涯学習部（生涯学習課・スポーツ振興課・郷土文化室・図書館） …… 172
・市立産業高等学校 …… 189
・選挙管理委員会事務局 …… 191
・監査事務局 …… 193
・農業委員会事務局 …… 194
・消防本部（総務課・予防課・警備課・消防署） …… 195

第１　実施計画について

１　第３次岸和田市総合計画の構成と実施計画の位置付け

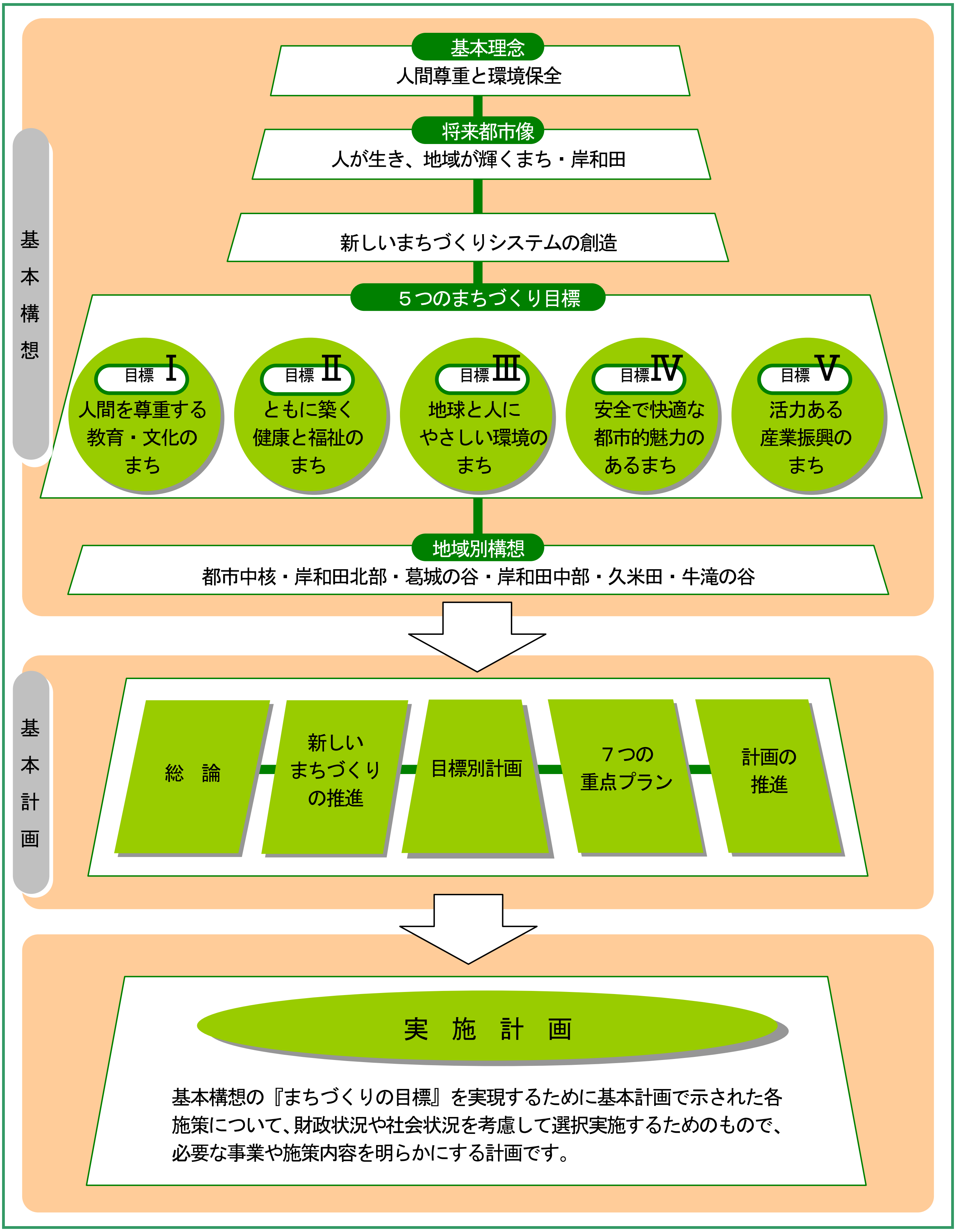

２　実施計画の性格

本計画は、平成 13 年度から始まった第３次岸和田市総合計画の 10 回目の実施計画です。

第３次岸和田市総合計画は、将来都市像である「人がいき、地域が輝くまち・岸和田」を実現するために、「人間を尊重する教育・文化のまち」、「ともに築く健康と福祉のまち」、「地球と人にやさしい環境のまち」、「安全で快適な都市的魅力のあるまち」、「活力ある産業振興のまち」の５つのまちづくり目標と、それらの目標を市民・事業者・行政の共同意思として実りあるものとするため、市民の選択と責任に裏づけられた「市民自治都市」の構築に向けた「新しいまちづくりシステムの創造」の６つの柱に基づく諸施策を掲げています。

実施計画は、総合計画の目指すまちづくりの実現の手段である事務事業を、現実の社会的・経済的条件の変化や行財政制度の改革、財政状況などの中で、いかに実施していくのかを明確化するとともに、時代の要請に柔軟に対応し、高度かつ多様な行政需要に応えていくための３か年の計画で、ローリング方式により毎年度修正を加えながら策定するものです。

３　本計画の基本的な考え方（策定の背景）

地方分権時代の中、国と地方との関係が対等協力の関係となり、地方自治体は、自ら考え、自ら行うという独自性・自律性を持つ地方政府としての地位を持つこととなりました。

本市も、現状を的確にとらえ、自ら判断し、迅速に取り組み、自ら責任を果たさなくてはなりませんが、自分で決定できる範囲が拡大されたことで、この自己決定権を活かして創意工夫を凝らすとともに、知恵を活かして自律的な地域づくりに取り組み、独自の個性を発揮してまちの魅力を競い合うことが求められています。

このような状況の中、本市では、市民と議会、行政の３者が一体となって「自治基本条例」をつくりあげ、平成１７年８月に関連する条例とともに施行されたところです。

これは「岸和田市の憲法」と位置付けられ、その前文で「市民が自治の主体であって、市政の主権者であること」、「自分たちの地域は自分たちの手で築いていくという意思を明確にして、行動していくこと」で、常に安心して暮らすことができて、いつまでも住み続けることのできる、個性豊かな持続ある地域社会、すなわち「市民自治都市」の実現を目指しています。

この条例の理念を市政の隅々にまで活かし、分権時代にふさわしい、市民とともにつくりあげていくまちづくり、市民自治都市の実現を目指さなければなりません。

一方で、本市は今、危機的な財政状況に直面しています。地価の下落による固定資産税の落込みをはじめとする市税収入の伸び悩みや、三位一体の改革による地方交付税の減額などにより、歳入の確保が困難であるとともに、格差社会や少子高齢化といった社会構造の変化に伴う扶助費の増加、国の公共投資などに合わせた地方支援策の活用に伴う公債費の増加など、義務的経費が増嵩を続け、新たな行政需要に対する財源を確保することが困難になってきています。

このような中でも、「人がいき、地域が輝くまち・岸和田」実現のための施策を展開できるように、市民が何を求めているのかを選択し、重点的・効率的な施策展開を図っていく必要があります。

４　本計画の期間

平成 22 年度から平成 24 年度までの３か年とします。